

本會議ハ各國政府ニ於テ協同動作ニ出ツルヲ得シムル爲其ノ意見ヲ調和スルニ努ムヘキコトヲ千九百二十年十二月十五日ノ聯盟總會ノ決議ニ依リ委嘱セラレタリ

聯盟理事會ハ本會議ノ議長トシテ國務大臣「ミシエル、ルヴィー」氏ヲ指名シタリ

本會議ハ副議長トシテ「ヘンニ、フオルクハンマー」嬢ヲ選定シタリ

國際聯盟事務總長ハ本會議ノ書記長トシテ「ラッシエル、クロディー」女史ヲ又法律顧問トシテ「ジョルジ、ケッケンベック」氏ヲ任命シタリ

本會議ハ議長及副議長ハ書記長及法律顧問ト共ニ會議事務局ヲ構成スヘキコトヲ定メタリ

左ノ表ニ掲ケタル諸國ハ本會議ニ參加シ之カ爲下記ノ代表委員及専門家ヲ任命シタリ

「アルバニア」國

代表委員 「エム、フラッシェリ」

埃地利國

代表委員 「エメリヒ、プクリューゲル」

白耳義國

代表委員 「アッシュ、ラ、フオンテーヌ」

顧問 「エム、アー、デユレール」

伯刺西爾國

代表委員 「ジョアン、バアテイスタ、ローペス」

顧問 「エス、ランジエ、ド、カストロ」

勃牙利國

代表委員 「エス、ボメノウ」

加奈陀

代表委員 「オーベッド、スミス」

智利國

代表委員 「マヌエル、リヴァス、ウイグニア」

支那國

代表委員 魏宸組

顧問 胡世澤

「チエッコ、スロヴァキア」國

代表委員 「ドクトル、セー、ドゥセク」

丁抹國

代表委員 「ヘンニ、フオルクハンマー」嬢

「エストニア」國

代表委員 「シアルル、プスタ」

佛蘭西國

代表委員 「ルニョトル」

代表委員代理 「ド、ウイット、シユリュムベルツエー」夫人

顧問 「バルビエー」

獨逸國

代表委員 「ドクトル、テト、レヴァルド」

顧問 牧師「エル、ホッペ」

大不列顛國

代表委員 「エス、ダヴリユー、ハリス」

希臘國

代表委員 「ヴェー、テンドラミス」

洪牙利國

代表委員 教授「ツオルタン、バランヤイ」

印度

代表委員 「エス、エム、エドワーツ」

伊太利國

代表委員 侯爵「エル、パウルッチ、デイ、カルボリ」

日本國

代表委員 山岡國利

顧問 三枝茂智

「リシアニア」國

代表委員 「ヴァクログラス、シザカウスカス」

「モナコ」國

代表委員 「ルッセル」

和蘭國

代表委員 「アー、デ、グラーフ」

顧問 「エフ、エム、ジ、ファン、ヴァルセム」

諾威國

代表委員 「エネゾオルド、ボルク」

代表委員代理 「エリス、セーム」嬢

巴奈馬國

代表委員 「ラウール、アー、アマドール」

波蘭國及「ダンナツヒ」

代表委員 「ヤー、ベルロウスキー」

顧問 「ドクトル、ゾーム、ブッシュ」

葡萄牙國

代表委員 「バルトロメウ、フレイラ」

羅馬尼亞國

代表委員 「マルガリテスコ、グレシアノ」

「セルア、クロアット、スロヴェニア」國

代表委員 「ドクトル、ミルティヌ、ヨヴァノヴィッチ」

暹羅國

代表委員 公爵「シアルーン」

南阿弗利加

代表委員 「フィリス、ボンソンビイ」夫人

西班牙國

代表委員 「マヌエル、デ、コッシオ」

瑞典國

代表委員 「ヨハン、ボート」

顧問 「ブッゲ、ウイクセル」夫人

瑞西國

代表委員 「エルネスト、ベグエイン」

顧問 「エフ、ステムプフライ」

「ウルグアイ」國

代表委員 「アルフレード、デ、カストロ」

本會議ハ千九百二十一年二月十六日ニ各國ニ送付セラレタル質問書ニ對スル回答ニシテ事務總長ノ受領シタルモノヲ整理シ且本件ヲ審議シタル後左ノ決議及勸告ヲ採擇シタリ

婦人及兒童ノ賣買ノ有效ナル禁止ハ成ルヘク多クノ國ニ於テ共通ノ原則及同様ノ措置ヲ執ルコトニ依リテ促進セラレヘキニ因リ
之カ爲右犯罪行爲ハ各國ノ法律ニ依リ處罰セラレヘキコト肝要ナリト認メラルルニ因リ

千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ハ右ノ點ニ於テ肝要ナル原則及措置ヲ含ムニ因リ

前記協定及條約ヲ成ルヘク完全且一般ニ適用スルコトハ現在ノ狀態ニ對シテ重要ナル改善ヲ確保スルノ效果有ルヘキニ因リ

本會議ハ國際聯盟理事會ニ對シ

千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ヲ未タ批准セズ又ハ之ニ加入セサル一切ノ聯盟國及其ノ他ノ國ニ右協定及條約ヲ批准シ又ハ之ニ加入スルノ緊要ナルコトヲ力説セムコトヲ勸告ス

本會議ハ人種及種色ノ如何ヲ問ハズ婦人及兒童ノ保護ヲ確保セムコトヲ欲シ國際聯盟理事會カ婦人及兒童ノ賣買問題ニ關スル千九百四年五月十八日ノ協定及千九百十年五月四日ノ條約ノ當事國未タ右協定及條約ニ加入セサル國ニ對シ其ノ殖民地及屬領ノ爲ニモ加入ヲ爲スヘキ旨ヲ招請セムコトヲ勸告ス

三

本會議ハ他國ノ官憲ニ依リ追放セラレ又ハ該國ニ滞在スルコトヲ拒絕セラレタル婦人又ハ女兒カ其ノ本國ニ歸還スルニ付便宜ヲ與フル爲協同措置ヲ採ルヘキ旨婦人及兒童ノ賣買問題ニ關係アル國際協會ニ勸告セムコトヲ勸告ス

七

千九百四年ノ協定第二條ニ關シ本會議ハ各國政府カ婦人及女兒ニ對シ賣買ノ危險ヲ警告シ且宿泊及援助ヲ得ヘキ場所ヲ指示スル場所ヲ停車場及港ニ掲クルコトヲ確保スル爲鐵道及船舶會社ト交渉セムコトヲ勸告ス

八

本會議ハ職業紹介所ノ免許及監督ニ關シ未タ立法上又ハ行政上ノ措置ヲ執ラサル國カ他國ニ職業ヲ求ムル婦人及兒童ノ保護ヲ確保スルニ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ約セムコトヲ勸告ス

九

本會議ハ聯盟理事會カ聯盟規約第二十三條(ハ)ニ從ヒ聯盟事務局ニ命ジテ一切ノ聯盟國並千九百四年ノ協定及千九百十年ノ條約ノ一切ノ當事國ニ對シ婦人及兒童ノ賣買ヲ防遏スル爲其ノ執リ又ハ執ラムトスル措置ニ關スル年報ヲ事務局ニ供與スヘキ旨要請セシメムコトヲ勸告ス右報告ハ各國カ他國ノ得タル經驗ニ依リ裨益スルコトヲ得ル爲一切ノ聯盟國並前記條約及協定ノ一切ノ當事國ニ其ノ全文又ハ摘要ヲ送付スヘシ事務局ハ之カ爲各國政府ニ送付スヘキ質問書ヲ起草スルコトヲ得

十

本會議ハ國際聯盟理事會カ各國政府ニ對シ千九百十年五月四日ノ條約第一條及第二條ニ定ムル犯罪ノミナラス右犯罪ノ未遂及法規ノ範圍内ニ於テ其ノ豫備ヲモ處罰スルノ規定ヲ設クヘキ旨ヲ要請セムコトヲ勸告ス

本會議ハ國際聯盟理事會カ各國政府ニ對シ千九百十年五月四日ノ條約第一條及第二條ニ定ムル犯罪ノミナラス右犯罪ノ未遂及法規ノ範圍内ニ於テ其ノ豫備ヲモ處罰スルノ規定ヲ設クヘキ旨ヲ要請セムコトヲ勸告ス

四

本會議ハ聯盟理事會カ千九百四年ノ協定及千九百十年ノ條約ノ當事國又ハ之ヲ加入セムトスル國ニ對シ千九百十年ノ最終議定書(四)項ニ掲ケタル年齢ヲ滿二十一歳ニ延長シ且右年齢ヲ以テ最低限度(右最低限度ニ付テハ各國ハ更ニ之ヲ高ムルコトヲ勸告セラレタルモノトス)ト看做スヘキ旨定ムルコトヲ要請セムコトヲ勸告ス

五

千九百十年五月四日ノ條約第五條ニ關シ本會議ハ右條約第一條及第二條ニ定ムル犯罪ノ處罰ノ爲ニ最有效果ナル措置ヲ執ルヘキコトヲ欲スルニ因リ各國カ現行條約ニ於テ犯罪人引渡ヲ規定セサルトキハ前記犯罪ニ付起訴セラレ又ハ有罪ト判決セラレタル者ヲ引渡シ又ハ之カ方引渡ヲ準備スル爲其ノ權内ニ在ル一切ノ措置ヲ執ルヘキコトヲ勸告ス

六

本會議ハ移民ノ出國及入國問題ニ關シ一切ノ國カ婦人及兒童ノ賣買ヲ防遏スルニ必要ナル行政上及立法上ノ措置ヲ執ルヘキコトヲ勸告ス本會議ハ特ニ單獨ニテ旅行スル婦人及兒童ニ付其ノ出發地及到着地ニ於ケルノミナラス亦其ノ旅行中ニ於ケル保護ヲ與フルノ必要ニ關シ各國政府ノ注意ヲ喚起ス

六ノ二

本會議ハ婦人及兒童ノ賣買問題ニ關シ並國際協定中ニ挿入スルコトアル

本會議ハ又婦人及兒童ノ賣買ノ禁止ヲ目的トスル國際協會ニ其ノ事業年報ヲ事務局ニ供與スヘキ旨要請セムコトヲ勸告ス右年報ハ各國政府ノ年報ト同一ノ方法ヲ以テ之ヲ配付スヘシ

十一

本會議ハ國際聯盟ノ諮問機關トシテ五人又ハ六人ノ諸國代表委員及三人乃至五人ノ補助委員ヨリ成ル委員會ヲ組織シテ「婦人及兒童ノ賣買ニ關スル條約及協定ノ實施ノ一般監視」並本件ニ關スル一切ノ國際問題ニシテ委員會ノ審査ニ付セラレヘキモノニ付理事會ニ意見ヲ具申セシムヘキコトヲ勸告ス右委員會ハ何等ノ執行權又ハ直接權限ヲ有セサルヘシ右委員會ノ委員ノ任命權ハ聯盟理事會ニ屬ス

尤モ本會議ハ次ノ勸告ヲ爲スコトヲ望マシト思惟ス

聯盟理事會ハ代表セラレヘキ國ヲ選定スルニ當リ成ルヘク一般の利害及地理的代表制ヲ考量スヘキコト並委員中ノ一名ハ佛蘭西國政府(同政府ハ千九百四年ノ協定及千九百十年ノ條約ニ依リ一定ノ義務ヲ負擔シ且右協定及條約ニ從ヒ一切ノ報道ヲ蒐集スルコトヲ約シタリ同政府ハ更ニ右報道ヲ事務局ニ供與スヘキモノトス)ノ代表者タルヘキコト補助委員ハ

- (一) 婦人及兒童賣買禁止國際事務局
- (二) 國際婦人協會
- (三) 各別又ハ共同ニ左ノ國際協會
 - (イ) 女兒保護猶太協會
 - (ロ) 女兒保護國際「カトリック」協會
 - (ハ) 各國女兒保護協會聯合會

ヲ代表スヘキコト

諮問委員會ハ必要ニ應シ聯盟理事會ノ要求ニ依リ會合スヘキコト
各代表者ノ費用ハ其ノ代表スル國又ハ協會之ヲ負擔スヘキコト
右委員會ハ婦人及兒童ノ賣買禁止ノ爲ニスル公私努力ノ聯絡及協調ヲ確
保スル爲補助委員ヲ介シテ各國内及國際機關ト接觸ヲ保ツヘキコト

十二

本會議ハ各國政府カ兒童ノ賣買問題ヲ考慮スヘキコト並賣買ニ從事スル
者ノ搜索及處罰ノ爲必要ナル調査ヲ爲サシムヘキコトヲ勸告ス尙本會議
ハ各國政府カ其ノ養子ニ關スル民法ノ規定ニシテ充分ナル保護ヲ與ヘサ
ルトキハ之ヲ改正スヘキコトヲ勸告ス

十三

本會議ハ「トレイト、デ、ブランシュ」(醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買)
ナル語ハ國際約定ノ本文ニ於テハ之ヲ「婦人及兒童」ナル語ニ改ムヘキコ
トヲ勸告ス

十四

本會議ハ政治上又ハ軍事上ノ目的ノ爲ニスル婦人及兒童ノ單獨又ハ集合
的追放ノ婦人及兒童ノ賣買ニ及ホス結果ニ留意シタルニ因リ國際聯盟ニ
對シ人道ニ反スル右處置ヲ防遏スル爲關與セムコトヲ要求スルハ本會議
ノ義務ナリト思惟ス

十五

本會議ハ本會議ニ勸告ヲ寄セタル諸協會ニ對シ謝意ヲ傳フルコト
右勸告ハ特別委員會ノ審議ニ付セラレタルコト及右協會ノ關係セル問題
ハ會議ニ於テ討議又ハ決定セラレタルコトヲ通告スヘキコトヲ聯盟事務

局ニ要請ス

本會議ハ代表者ノ署名シタル最終議定書ノ原本二通ヲ作成シ其ノ一通ハ
之ヲ聯盟事務局ノ記録ニ寄託シ他ノ一通ハ之ヲ聯盟理事會ノ處理ニ委ス
ヘキコトヲ決定ス

本會議ハ聯盟理事會カ千九百四年ノ協定及千九百十年ノ條約ヲ其ノ記録
ニ保存スル佛蘭西國政府ニ第二ノ原本ヲ送付スヘキ旨ノ希望ヲ表示ス
認證本ハ聯盟國及本會議ニ代表セララルル其ノ他ノ國ニ之ヲ送付スヘシ
右證據トシテ代表委員ハ本書ニ署名ス

千九百二十一年七月五日「ジュネーヴ」ニ於テ原本二通ヲ作成ス
(署名入ル)

(右英佛文略ス)

●婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル

國際條約第五條ニ關スル確認ヲ

延期スルノ權利留保ヲ撤廢スル

ノ件 (昭和二年三月三十日)

(外務省告示第十七號)

千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ
署名スルニ當リ第二回國際聯盟總會帝國全權委員ハ政府ノ爲ニ該條約第
五條ニ關スル確認ヲ延期スルノ權利ヲ留保シ次テ帝國政府ハ千九百二十
五年六月二十三日附ヲ以テ爲シタル宣言中ニ於テ該全權委員ノ爲シタル
留保ヲ確認スルト共ニ前記條約第五條及千九百十年五月四日ノ醜業ヲ行

外第九號 (一四〇)

右留保ハ茲ニ本書ノ日附ヨリ撤廢セラレタルコトヲ宣言ス

千九百二十七年三月二十六日巴里ニ於テ

(右英文略ス)

乙號(佛國外務大臣宛通告文)

以書翰啓上致候陳者本使ハ千九百二十五年十月二十日附書翰ヲ以テ千九
百十年五月四日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約
ヘノ帝國ノ加入ヲ左ノ留保ヲ以テ閣下ニ通告致シ置キ候

「日本帝國政府ハ該條約最終議定書(四)項ニ規定セラレタル保護年齢ニ
代フルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保ス」

本國政府ノ訓令ニ依リ本使ハ前掲留保カ本通告ノ日ヨリ撤廢セララルル旨
閣下ニ通知スルノ光榮ヲ有シ候

右ノ次第ヲ締約國ニ通告セラレントコトヲ閣下ニ御依頼旁本使ハ茲ニ重テ
閣下ニ向テ敬意ヲ表シ候 敬具

千九百二十七年三月十八日巴里ニ於テ
(右佛文略ス)

●婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル

國際條約ニ對シ批准書寄託ヲ了

シ又ハ加入シタル國名

(大正十四年十二月二十一日)

(外務省告示第九十七號)

八百六十九ノ三

ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約最終議定書(四)項ニ規定セラ
レタル年齢ノ制限ニ代フルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保シ更ニ又
千九百二十五年十月二十日附ヲ以テ佛國政府ニ爲シタル右千九百十年五
月四日ノ條約ニ對スル加入通告中ニ於テ該條約最終議定書(四)項ニ規定セ
ラレタル年齢ノ制限ニ代フルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保シタル
處今般帝國政府ハ右年齢ニ關スル一切ノ留保ヲ撤廢スルコトヲ適當ナリ
ト認メ國際聯盟帝國事務局長及在佛帝國大使ヲシテ帝國政府ノ名ニ於テ
右年齢ニ關スル一切ノ留保ヲ撤廢スル旨左記申號及乙號ノ通夫々國際聯
盟事務局長及佛國政府ニ通告セシムルト共ニ之ヲ各締約國ニ轉報方依頼
セシメタリ

甲號

宣言書

第二回國際聯盟總會帝國全權委員ハ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及
兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ署名スルニ當リ政府ノ爲ニ右條約第
五條ニ關スル確認ヲ延期スルノ權利ヲ留保シタルニ依リ

又帝國政府ハ千九百二十五年六月二十三日附ヲ以テ爲シタル宣言中ニ於
テ右條約第五條及千九百十年五月四日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買
禁止ニ關スル國際條約最終議定書(四)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代
フルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ自己ノ爲ニ留保シタルニ依リ

又帝國政府ハ千九百二十一年ノ條約第五條及千九百十年ノ條約最終議定
書(四)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ關スル前記一切ノ留保ヲ今ヤ撤廢
セントスルニ依リ
在巴里國際聯盟帝國事務局長タル下名ハ本國政府ノ正當ナル委任ヲ受ケ

千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對シ批准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル國地名及其ノ年月日左ノ通

一批准書寄託ヲ了シタル國名及批准書寄託年月日

- 白耳義國 千九百二十二年六月十五日
- 英吉利國 千九百二十二年六月二十八日
- 「カナダ」 同日
- 印度 同日
- 南阿聯邦 同日
- 濠洲聯邦 同日
- 「ニュー、ジブラント」 同日
- 暹羅國 千九百二十二年七月十三日
- 澳地利國 千九百二十二年八月九日
- 諾威國 千九百二十二年八月十六日
- 希臘國 千九百二十三年四月九日
- 「キユバ國」 千九百二十三年五月七日
- 「ルーマニア」國 千九百二十三年九月五日
- 和蘭國 千九百二十三年九月十九日
- 「チエッコスロヴァキア」國 千九百二十三年九月二十九日
- 「ポルトガル」國 千九百二十三年十二月一日
- 「ラトヴィア」國 千九百二十四年二月十二日
- 伊太利國 千九百二十四年六月三十日

獨逸國 千九百二十四年七月八日

- 「ポーランド」國及「ダンテツヒ」自由市 千九百二十四年十月八日
- 「アルバニア」國 千九百二十四年十月十三日
- 「ハンガリー」國 千九百二十五年四月二十五日
- 瑞典國 千九百二十五年六月九日
- 二加入國地名及加入年月日
- 英領殖民地
- 「バハマ」諸島 千九百二十二年九月十八日
- 「トリニダード」 同日
- 「ケンヤ」 同日
- 「ニヤッサランド」 同日
- 「セイロン」 同日
- 香港 同日
- 海峽殖民地 同日
- 「ジブラルタル」 同日
- 「モルタ」 同日
- 「サイプラス」 同日
- 南「ロデシア」 同日
- 「バルバドス」 同日
- 「グレナダ」 同日
- 「セント、ルシア」 同日

同日 「セント、ヴィンセント」

同日 「セイシエル」諸島

同日 北「ロデシア」

同日 英領「ホンデユラス」

同日 「ギヤナ」

同日 「フィジー」

同日 「ウインドワード」諸島

同日 「ジャマイカ」

同日 「モリシヤス」

同日 「フォークランド」諸島

同日 「ゴールド、コースト」

同日 「イラク」

同日 伊太利領殖民地

同日 「パナマ」國(批准ヲ留保ス)

同日 丁抹國(批准ヲ留保ス)

千九百二十三年三月十二日

西班牙國(阿弗利加ニ於ケル屬地及「モ」ニ於ケル保護領ヲ除ク)

千九百二十四年五月十二日

「ペルー」國(政府ノ承認ヲ條件トス)

千九百二十四年九月十五日

「ウルグアイ」國 千九百二十四年十月二十一日

「ブルガリア」國 千九百二十五年四月二十九日

(昭和四年三月一日)

(外務省告示第十四號)

「チリ」國ハ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル同國大統領ノ批准書ヲ昭和四年一月十五日國際聯盟事務局ニ寄託セリ(昭和四年一月三十日附國際聯盟事務局總長通牒)

(大正十五年四月二十日)

(外務省告示第二十七號)

佛蘭西國政府ハ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ加入ノ旨大正十五年一月十六日附ヲ以テ國際聯盟事務局總長ニ通告シタル趣及批准ヲ留保シ且該條約第十四條ニ規定セララル留保ノ下ニ爲サレタル右加入ハ佛蘭西國ノ殖民地又ハ保護國ヲ包含セサル趣今般同事務總長ヨリ通告アリタリ

(大正十五年四月二十日)

(外務省告示第二十八號)

瑞西國政府ハ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ノ批准書ヲ千九百二十六年一月二十日國際聯盟事務局ニ寄託

シタル旨今般國際聯盟事務總長ヨリ通告アリタリ

(大正十五年五月十八日)

外務省告示第三十三號

支那國政府ハ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ノ批准書ヲ千九百二十六年二月二十四日國際聯盟事務局ニ寄託シタル旨今般國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

(大正十五年五月十八日)

外務省告示第三十四號

佛蘭西國政府ハ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ加入(本年四月二十日外務省告示第二十七號參照)ノ批准書ヲ千九百二十六年三月一日國際聯盟事務局ニ寄託シタル旨今般國際聯盟事務局總長ヨリ通知アリタリ

(大正十五年十月十一日)

外務省告示第六十二號

「フィンランド」國外務大臣ハ千九百二十一年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國政府ノ加入ヲ國際聯盟事務局總長ニ通告シタル旨及右加入ハ千九百二十六年八月十六日國際聯盟事務局ニ登錄セラレタル旨本年八月三十日附書翰ヲ以テ同事務總長ヨリ通知アリタリ

(昭和三年一月二十五日)

外務省告示第十 四號

英國政府ハ「シエラ、レオン」殖民地ノ爲大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ作成セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ加入シタリ

右加入ハ昭和二年十一月十六日ヨリ其ノ效力ヲ發生シ且右ハ「シエラ、レ

オン」殖民地ニノ適用セラレ「シエラ、レオン」保護領ニハ適用ナシ(昭和二年十二月六日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和四年七月三日)

外務省告示第五十七號

「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」王國ハ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ加入シ昭和四年五月二日國際聯盟事務局ニ加入書ノ寄託ヲ了セリ(昭和四年五月十八日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和五年二月十九日)

外務省告示第十一號

「ルクセンブルグ」國ハ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ加入ノ旨國際聯盟事務局ニ通告セリ

右加入ハ昭和四年十二月三十一日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和五年一月十五日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和五年四月三十日)

外務省告示第二十五號

「エストニア」國ハ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ヲ批准シ昭和五年二月二十八日國際聯盟事務局ニ批准書ノ寄託ヲ了セリ(昭和五年三月十二日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和五年八月八日)

外務省告示第五十三號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「シリア」及「レバノン」ノ加入ハ國

際聯盟事務局ニ通告セラレタリ右加入ハ昭和五年六月二日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和五年七月一日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和六年六月二十五日)

外務省告示第五十二號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル左記英領地域ノ加入ハ國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ

右加入ハ昭和六年四月十日ヨリ效力ヲ發生セリ

「ガンビア」(殖民地及保護領)

「ウガンダ」保護領

「タンガニカ」委任統治地域

(昭和六年五月五日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和六年十月三十日)

外務省告示第八十九號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「リビア」國ノ批准書ハ昭和六年九月十四日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和六年九月二十四日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和六年十二月十八日)

外務省告示第二百 二號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル左記英領殖民地等ノ加入ハ國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ

右加入ハ昭和六年十一月二日ヨリ效力ヲ發生セリ

第一編 一般共通條約 第七編 雜則

「パレスチン」(「トランスジオルダン」ヲ含ム)
「サラワック」保護國
「ギルバート」及「エリス」諸島殖民地
英領「ソロモン」諸島保護領

(昭和六年十一月十七日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和六年六月十三日)

外務省告示第四十六號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「抹國」批准書ハ昭和六年四月二十三日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ右寄託ニ際シ「抹國」ハ左記留保ヲ附セリ

本批准ハ條約ガ千九百三十年四月十五日ノ「抹國刑法」ニ實施ト共ニ「抹國」ニ對シ效力ヲ發生スベキ旨ノ留保ニ從フベキモノトス

本批准ハ條約ガ特別ノ狀況ニ鑑ミ「グリーンランド」ニ對シ何等ノ利害ヲ有セザルニ依リ右屬地ヲ含マザルモノトス

前記ノ刑法ハ千九百三十年四月十五日附ノ特別法ニ基キ遅クモ千九百三十三年一月一日ニ司法大臣ノ命令ニ依リ實施セラルルモノトス

(昭和六年五月十一日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和七年三月十九日)

外務省告示第二十七號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル英保護領「サンジバル」ノ加入ハ國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ右加入ハ昭和七年一月十四日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和七年二月五日附國際聯盟事務局總長通報)

(昭和七年五月十四日)
外務省告示第四十號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「エジプト」國ノ加入書ハ昭和七年四月十三日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和七年四月二十日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和七年六月十七日)
外務省告示第五十五號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「メキシコ」國ノ加入ハ國際聯盟事務局ニ通告セラレタリ右加入ハ昭和七年五月十日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和七年五月二十一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和七年七月十九日)
外務省告示第六十一號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「スーダン」ノ加入ハ昭和七年六月一日國際聯盟事務局ニ登録セラレタリ右加入ハ登録ノ日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和七年六月二十一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和八年五月二十九日)
外務省告示第五十號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「ベルシア」國ノ批准書ハ昭和八年三月二十八日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和八年四月七日附國際聯盟事務局總長通牒)

日附國際聯盟事務局總長通牒

(昭和十年六月七日)
外務省告示第三十五號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「アフガニスタン」國ノ加入ハ昭和十年四月十日國際聯盟事務局ニ登録セラレタリ(昭和十年五月八日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十一年一月二十五日)
外務省告示第十二號

「ニカラガ」國ハ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル同國ノ加入書ヲ國際聯盟事務局總長ニ送付シ右加入書ハ昭和十年十二月十二日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和十年十二月十九日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十一年十月二十一日)
外務省告示第八十五號

「オーストラリア」聯邦政府ハ國際聯盟事務局總長ニ對シ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「エジプト」國ノ加入書ハ昭和十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「メキシコ」國ノ加入書ハ昭和七年五月十日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和七年五月二十一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十二年六月二日)
外務省告示第四十八號

「トルコ」國政府ハ國際聯盟事務局總長ニ對シ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「エジプト」國ノ加入書ハ昭和七年五月十日ヨリ效力ヲ發生セリ(昭和七年五月二十一日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和八年九月一日)
外務省告示第八十一號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ハ千九百三十年四月十五日ノ丁抹國刑法實施ノ日即チ昭和八年一月一日ヨリ丁抹國ニ對シ效力ヲ發生シタリ(昭和六年外務省告示第四十六號參照)(昭和八年八月二日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和八年九月三十日)
外務省告示第八十六號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「ブラジル」國ノ批准書ハ昭和八年八月十八日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和八年八月三十日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和九年七月十日)
外務省告示第六十三號

「アイルランド」自由國ハ國際聯盟事務局總長ニ對シ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル同國ノ加入書ヲ通告シ右加入ハ昭和九年五月十八日國際聯盟事務局ニ登録セラレタリ(昭和九年六月五日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和九年十二月二十二日)
外務省告示第二百二十一號

大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「コロンビア」國ノ批准書ハ昭和九年十一月八日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和九年十一月二十三日)

對スル同國ノ加入書ヲ通告シ右加入ハ昭和十二年四月十五日國際聯盟事務局ニ登録セラレタリ(昭和十二年四月二十二日附國際聯盟事務局總長通牒)

(昭和十四年六月八日)
外務省告示第三十五號

英國政府ハ國際聯盟事務局總長ニ對シ大正十年九月三十日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「アフガニスタン」國ノ加入書ハ昭和十年四月十日國際聯盟事務局ニ登録セラレタリ(昭和十年五月八日附國際聯盟事務局總長通牒)

尙本條約ノ「ベルマ」ニ對スル適用ハ英國政府ガ本條約署名ノ際ニ印度ノ爲ニ爲セル留保ト同一趣旨ナル左記留保ノ下ニ爲サレタリ

「ベルマ」ハ千九百十年五月四日ノ條約最終議定書(項及千九百二十一年ノ條約第五條ニ規定セラレタル制限年齢ニ代フルニ其ノ裁量ニ依リ十六歳又ハ後日決定セララルコトアルベキ其ヨリ以上ノ年齢ヲ以テスルノ權利ヲ留保ス

(昭和十四年四月十四日附國際聯盟事務局總長回章)

醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買 禁止ニ關スル國際條約

(大正十四年十二月二十一日)
條約第十 八 號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ千九百十年五月四日佛蘭西國巴里ニ於テ獨逸國
外十二箇國間ニ締結セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關
スル國際條約ニ其ノ最終議定書(四)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代フ
ルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保シテ加入シ千九百四年五月十八日
佛蘭西國巴里ニ於テ佛蘭西國外十一箇國間ニ締結セラレタル醜業ヲ行ハ

外第一一號 (九四)

ジエー、セー、ド、ソーザ、バンデイラ

丁抹國
セー、エー、コールド

西班牙國
オクタヴィオ、クアルテロー

佛蘭西國
エル、ペランジェ

大不列顛國
フランシス、パーティー

伊太利國
ジエー、チー、ブツアッテイ

和蘭國
ジエロラモ、カルヴィ

葡萄牙國
ア、ド、ステュエルス

露西亞國
レタイン、マカール

伯爵ド、ソーザ、ローザ

露西亞國
アレキシス、ド、ベルガルド

瑞典國
ヴラダイミール、デリユギンスキ

エフ、ド、クレルケル

(右條約佛文略ス)

ルヘキ種種ノ加重情狀ヲ考量スルコトヲ要ス

(二) 婦女ヲ其ノ意ニ反シテ醜行ヲ業トスル屋内ニ監禁シタル場合ハ其

ノ重大ナルニ拘ラス專ラ國內立法事項ニ屬スルノ故ヲ以テ之ヲ本條
約中ニ規定セザリシモノナリ

本最終議定書ハ本日ノ條約ノ一部ヲ成スモノト看做サルヘク且之ト同一

ノ效力、價值及期間ヲ有スルモノトス

千九百十年五月四日巴里ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ニ署名ス

獨逸國
アルブレヒト、レンツェ

クルト、ヨエル
奥地利國及洪牙利國

奥地利洪牙利國代理大使
アー、ネメス

奥地利國
省參事官
ヨット、アイヒホッフ

洪牙利國
省參事官
ゲー、レルス

白耳義國
ジュール、ルジェーヌ

伯刺西爾國
イシドール、モー

佛蘭西共和國大統領、獨逸帝國ノ名ヲ以テスル獨逸國皇帝普魯西國皇帝陛下、白耳義國皇帝陛下、丁抹國皇帝陛下、西班牙國皇帝陛下、大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、和蘭國皇帝陛下、葡萄牙國及「マルガルヴ」皇帝陛下、全露西亞國皇帝陛下、瑞典諸威國皇帝陛下並瑞西聯邦政府ハ未成年ノ婦女及凌辱又ハ強制セラレタル成年ノ婦女ノ爲ニ「トレイト、デ、ブランシュ」醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買「」ナル名稱ヲ以テ知ラレタル犯罪的賣買ニ對シテ有效ナル保護ヲ確保セムコトヲ欲シ右目的ヲ達成スルニ適當ナル措置ヲ統一スル爲協定ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

佛蘭西共和國大統領
佛蘭西共和國外務大臣衆議院議員「テオフィル、デルカッセ」
獨逸國皇帝普魯西國皇帝陛下
佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「ド、ラドリ」
白耳義國皇帝陛下
佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「アー、ルゲー」
丁抹國皇帝陛下
佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「エフ、レヴェントロウ」
西班牙國皇帝陛下
佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「デル、ムニ」侯爵「エフ、エ、デ、レオン、イー、カステイヨ」

大不列顛愛蘭聯合王國及大不列顛海外領土皇帝印度皇帝陛下
佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「サー、エドマンド、モンソン」
伊太利國皇帝陛下

各國政府ハ醜行ニ從事セシメラルヘキ婦女ノ引率者ヲ、特ニ停車場、乘船港及途中ニ於テ、搜索スル爲監視ヲ爲スコトヲ約ス右目的ノ爲當該官吏又ハ當該資格ヲ有スル其ノ他ノ一切ノ者ニ對シ犯罪的賣買ノ搜索ニ資スヘキ一切ノ報道ヲ法規ノ範圍内ニ於テ蒐集スヘキコトヲ訓令スヘシ
右賣買ノ正犯、共犯又ハ被害者ト明ニ認メラルル者到着シタルトキハ必要ニ應ジ目的地ノ官憲、關係ノ外交官若ハ領事官又ハ其ノ他ノ當該官憲ニ之ヲ通知スヘシ

第三條

各國政府ハ賣淫ニ從事スル外國籍ノ婦女ノ身元及身分ヲ明ニスル爲並其ノ婦女ヲシテ本國ヲ去ルニ至ラシメタル者ヲ搜索スル爲必要ニ應ジ且法規ノ範圍内ニ於テ右婦女ノ陳述ヲ聽取セシムルコトヲ約ス蒐集セラレタル報道ハ右婦女ノ送還セララルコトアルヘキ場合ノ爲其ノ本國官憲ニ之ヲ通知スヘシ
各國政府ハ犯罪的賣買ノ被害者カ窮乏ニ陥リタルトキハ一時的ニ且送還セララルコトアルヘキ場合ノ爲公私ノ救護所又ハ必要ナル保障ヲ提供スル個人ニ法規ノ範圍内ニ於テ且出來得ル限りノ委託スルコトヲ約ス
各國政府ハ右婦女中送還ヲ要求スル者又ハ右婦女ノ監督權者ヨリ請求アリタル者ヲ、法規ノ範圍内ニ於テ且成ルヘク、其ノ本國ニ送還スルコトヲ約ス送還ハ身元及國籍並國境到着ノ場所及日ヲ了知シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス各締約國ハ其ノ領域内ノ通過ヲ容易ナラシムヘシ
送還ニ關スル通信ハ成ルヘク直接ノ手續ニ依リ之ヲ爲スヘシ

第四條

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「トルニエツリ、ブルサートイ、デイ、ヴニルガーノ」
佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「シユヴァリエー、ド、ステュエル」
佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「ド、ソーザ・ローザ」
全露西亞國皇帝陛下
佛蘭西共和國駐劄特命全權大使「ド、ネリドフ」
瑞典諸威國皇帝陛下
瑞典國及諸威國ノ爲
佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「オーケルマン」
瑞西聯邦政府
佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「シアール・エドゥアール、ライデイ」
右各委員ハ其ノ全權委任狀ヲ示シ之カ良好妥當ナルヲ認メ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條

各締約國政府ハ外國ニ於ケル醜行ヲ目的トスル婦女ノ勸誘ニ關スル一切ノ報道ノ蒐集ヲ任務トスル官憲ヲ設ケ又ハ指定スルコトヲ約ス右官憲ハ他ノ各締約國ニ設ケラルル同種ノ部局ト直接ニ通信スルノ權能ヲ有スヘシ

第二條

外第一一號 (九五)

送還セララルヘキ婦女カ自ラ其ノ輸送費用ヲ支辨スルコトヲ得ス且自己ニ代リ支拂ヲ爲スヘキ夫、兩親又ハ後見人ヲ有セザルトキハ送還ニ要スル費用中其ノ本國ニ向ヒ最近キ國境又ハ乘船港ニ至ル迄ノ分ハ右婦女ノ居住スル國ノ負擔トシ殘餘ハ其ノ本國ノ負擔トス

第五條

右第三條及第四條ノ規定ハ締約國政府間ニ存在スルコトアルヘキ特殊條約ノ效力ヲ妨クルコトナシ

第六條

締約國政府ハ婦女ノ外國ニ於ケル就業ヲ掌ル紹介所ニ對シ法規ノ範圍内ニ於テ成ルヘク監視ヲ爲スコトヲ約ス

第七條

非署名國ハ本協定ニ加入スルコトヲ得之カ爲ニハ外交手續ニ依リ佛蘭西國政府ニ其ノ意思ヲ通告スヘク同政府ハ一切ノ締約國ニ之ヲ通知スヘシ

第八條

本協定ハ批准書交換ノ日ヨリ六月ヲ經テ實施セララルヘシ締約國ノ一カ本協定ヲ廢棄スル場合ニ於テハ右廢棄ハ該當事國ニ關シテノミ且其ノ廢棄ノ日ヨリ十二月ヲ經テ效力ヲ生スヘシ

第九條

本協定ハ批准ヲ要ス其ノ批准書ハ成ルヘク速ニ巴里ニ於テ交換セララルヘシ
右證據トシテ各全權委員ハ本協定ニ署名調印ス
千九百四年五月十八日巴里ニ於テ本書一通ヲ作成シ之ヲ佛蘭西共和國外

務省ノ記錄ニ寄託保存スヘク其ノ認證謄本ハ各締約國ニ交付セラルヘシ

- デルカッセ (印)
- ラドリシ (印)
- アー、ルゲー (印)
- エフ、レヴェントロウ (印)
- エフエ、デ、レオン、イー、カステイヨ (印)
- エドマンド、モンソン (印)
- ジー、トルニエツリ (印)
- ア、ドステユエルス (印)
- デー、ド、ソーザ、ローザ (印)
- ネリドフ (印)
- 瑞典國及諸威國ノ爲 (印)
- 瑞典諸威國公使 (印)
- オーケルマン (印)
- ラルデイ (印)

●同上條約國際協定附屬ノ署名調

書 (大正十四年十二月二十二日)

(外務省告示第九十九號)

千九百十四年五月十八日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定附屬ノ署名調書左ノ通

葡萄牙國政府ハ右協定ヲ葡萄牙國殖民地中ノ何レカニ實施スヘキヤ否ヤヲ後日決定スルコトヲ留保ス
露西亞國政府ハ右協定ヲ歐羅巴及亞細亞ニ於ケル同帝國ノ全領域ニ互リテ完全ニ適用スヘキコトヲ宣言ス

第三條

自國ノ殖民地ニ關シテ將來加入ノ宣言ヲ爲サムトスル政府ハ右協定第七條ニ定メラレタル形式ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
獨逸國大使公府「ド、ラドリシ」ハ右協定ニ署名ヲ爲スニ當リ同國政府ノ名ニ於テ次ノ宣言ヲ爲サムコトヲ要求ス
獨逸國政府ノ見解ニ依レハ貧窮者ノ相互扶助ニ關シテ獨逸帝國ト其ノ本國トノ間ニ存在スルコトアルヘキ規則ハ右協定ニ依リ獨逸國ヲ通過シテ本國ニ送還セラルルモノニ對シテハ其ノ適用ナシ
右證據トシテ各全權委員ハ本調書ニ署名ス
千九百十四年五月十八日巴里ニ於テ之ヲ作成ス

- エドマンド、モンソン
- ラドロン
- アー、ルゲー
- エフ、レヴェントロウ
- エフエ、デ、レオン、イー、カステイヨ
- デルカッセ
- ジー、トルニエツリ
- ア、ド、ステユエルス
- デー、ド、ソーザ、ローザ

署名調書

左記各全權委員ハ「トレイト、デ、ブランシュ」(醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買)ニ對シ有效ナル保護ヲ確保スルノ目的ヲ有スル前記協定ニ署名ヲ爲ス爲本日茲ニ會同シ締約國各自ノ殖民地ニ前記協定ヲ適用スルコトニ關シ左ノ宣言ヲ交換シタリ

第一條

前記協定ノ署名國ハ自己ノ殖民地又ハ國外ニ於ケル屬地ニ付何時ニテモ之ニ加入スルノ權利ヲ有ス
署名國ハ之カ爲或ハ一切ノ自己ノ殖民地又ハ屬地ヲ其ノ加入中ニ包含セシムルノ一般ノ宣言ヲ爲シ或ハ之ニ包含セラルルモノヲ明示的ニ指定シ或ハ之ヨリ除外セラルルモノヲ指示スルニ止ムルコトヲ得

第二條

大不列顛國皇帝陛下ノ政府ハ大不列顛國殖民地又ハ屬地ノ各ニ付別々ニ右協定ニ加入シ又ハ之ヲ廢棄スルノ權利ヲ留保スルコトヲ宣言ス
獨逸國政府ハ其ノ殖民地ニ關シ其ノ決定ヲ留保スルコトヲ宣言ス
丁抹國政府ハ丁抹國殖民地ニ付右協定ニ加入スルノ權利ヲ留保スルコトヲ宣言ス
西班牙國政府ハ其ノ殖民地ニ關シ其ノ決定ヲ留保スルコトヲ宣言ス
佛蘭西國政府ハ右協定ヲ一切ノ佛蘭西國殖民地ニ適用スヘキコトヲ宣言ス
伊太利國政府ハ右協定ヲ「エリトレイト」殖民地ニ適用スヘキコトヲ宣言ス
和蘭國政府ハ右協定ヲ一切ノ和蘭國殖民地ニ適用スヘキコトヲ宣言ス

外第一一號 (九六)

- ネリドフ
- 瑞典國及諸威國ノ爲
- オーケルマン
- ラルデイ

(右佛文略ス)

●婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル

國際條約及醜業ヲ行ハシムル爲

ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條

約ニ付キ帝國政府ノ加入通告ヲ

爲シタル件 (大正十四年十二月二十二日)

(外務省告示第一百一號)

千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ノ御批准書ハ大正十四年十二月十五日國際聯盟ノ記錄ニ寄託ヲ了シ又千九百二十年五月四日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ付テハ帝國政府ハ其ノ最終議定書(四)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代フルニ滿十八歳ヲ以テスルノ權利ヲ留保ノ上大正十四年十月二十日附ヲ以テ加入通告ヲ爲シタリ

(大正十五年一月二十三日)

(外務省告示第七號)

帝國政府ハ千九百二十年五月四日巴里ニ於テ締結セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對シ大正十四年十月二十日附

ヲ以テ加入通告ヲ爲シタルカ右加入通告書ハ大正十四年十月二十一日佛蘭西國政府ノ記錄ニ寄託セラレタル旨令般在巴里松田國際聯盟帝國事務局長ヨリ報告アリタリ

醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買
禁止ニ關スル國際條約ニ對シ批
准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル

國名 (大正十四年十二月二十二日)
(外務省告示第九十八號)

千九百十年五月四日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對シ批准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル國地名及其ノ年月日左ノ通
一批准書寄託ヲ了シタル國名及批准書寄託年月日
獨逸國 千九百十二年八月八日
埃地利洪牙利國

- 同日 西班牙國
 - 同日 佛蘭西國
 - 同日 英吉利國
 - 同日 和蘭國
 - 同日 露西亞國
 - 同日 「ポルトガル」國
- 千九百十三年九月九日

- 白耳義國 千九百十四年七月三十日
- 二加入國地名及加入年月日
- 蘭領東印度 千九百十三年三月五日
- 「カナダ」 千九百十三年四月二十五日
- 「ニューファウンドランド」 千九百十三年十月一日
- 「ニュー、ジブラント」 同日
- 「ウルグアイ」國 千九百二十年六月三十日
- 「ポーランド」國 千九百二十一年一月十二日
- 「チエッコスロヴァキア」國 千九百二十一年六月八日
- 「ブルガリア」國 千九百二十一年六月十五日
- 「ダンチツヒ」 千九百二十一年七月二日
- 「モナコ」國 同日
- 「スリナム」及「キュラサオ」 千九百二十一年十一月十四日
- 諸威國 千九百二十一年十二月十六日
- 暹羅國 千九百二十一年十二月二十八日
- 「モロッコ」 千九百二十二年一月一日

「テュニス」 同日
佛領殖民地 同日
印度 千九百二十二年三月二十七日
(最終議定書(ロ)項ニ規定セラレタル年齢ノ制限ニ代フルニ十六歳又ハ後ニ定メラルヘキ右以上ノ年齢ヲ以テスルノ權利ヲ留保ス)
英領殖民地
「バハマ」 千九百二十一年十一月四日
「セイロン」 同日
「サイブラス」 同日
「フィジー」諸島 同日
「ジブラルタル」 同日
香港 同日
「ジャマイカ」 同日
「ケンヤ」 同日
「モルタ」 同日
「ニヤツサランド」 同日
南「ロデシア」

海峽殖民地 同日
「トリニダード」 同日
「フォークランド」諸島 千九百二十四年五月八日
(昭和四年三月二十五日)
(外務省告示第二十五號)
「ルクセンブルグ」國ハ昭和三年四月十日附ヲ以テ明治四十三年五月四日巴里ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ加入シタリ(昭和三年六月二十一日附佛蘭西國外務省發在佛大使館宛通牒)

(昭和五年七月十八日)
(外務省告示第四十八號)
明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約」ニ對スル「エストニア」國ノ加入ハ昭和五年四月七日佛蘭西國政府ニ通告セラレタリ(昭和五年七月九日附在本邦佛蘭西國大使通牒)
(昭和六年七月二十五日)
(外務省告示第六十四號)
明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買禁止ニ關スル國際條約及最終議定書」ニ對スル丁抹國ノ批准書ハ昭和六年六月三日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和六年六月

二十六日附在佛蘭西國栗山臨時代理大使報告)

(昭和七年十月十一日)
外務省告示第八十二號

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル「スーダン」ノ加入書ハ昭和七年六月二十七日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和七年九月二十日附在本邦佛蘭西國臨時代理大使通牒)

(昭和八年一月二十四日)
外務省告示第三號

【沿革】 昭和八年四月告示第三五號改正

明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約及最終議定書」ニ對スル「エジプト」國ノ加入書ハ昭和七年十月十一日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和七年十二月二十日附在佛栗山臨時代理大使報告)

(昭和九年八月二十日)
外務省告示第八十三號

明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル「アイルランド」自由國ノ加入通告書ハ昭和九年六月八日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和九年八月八日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

(昭和十年五月三日)
外務省告示第二十二號

(昭和十四年九月二十三日)
外務省告示第五十九號

英國政府ハ明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ夫々前記協定及條約ノ規定ニ基キ海外領土トシテ適用スル旨昭和十四年四月四日附ヲ以テ佛蘭西國政府ニ通告セリ

尙英國政府ハ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約ヲ「ビルマ」ニ適用スルニ當リ左ノ如キ趣旨ノ留保ヲ爲セリ
「ビルマ」ハ本條約ノ最終議定書(四)項ニ規定セラレタル制限年齢ニ代フルニ其ノ裁量ニ依リ十六歳又ハ將來決定セララルコトアルベキ夫以上ノ年齢ヲ以テスルノ權利ヲ留保ス

(昭和十四年七月三十一日附在佛蘭西國宮崎臨時代理大使報告)

●佛蘭西國政府カ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關スル國際條約ニ對スル加入ノ件ハ同國保護國及委任統治下ニ在ル地域ニ適用ナキ旨通知ノ件
(大正十五年七月二十九日)
(外務省告示第四十六號)

佛蘭西國政府カ千九百二十一年九月三十日ノ婦人及兒童ノ賣買禁止ニ關

「トルコ」國ハ明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル同國ノ加入書ハ昭和九年十二月十七日佛蘭西國政府ニ通告シ加入書ハ同年十二月十九日佛蘭西國外務省ニ寄託セラレタリ
前記條約第八條ニ依リ「トルコ」國ハ當然明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ加入セリ(昭和十年四月二十日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

(昭和十二年四月八日)
外務省告示第三十一號

「コロンビア」國政府ハ明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ加入書ヲ昭和十二年二月十六日佛蘭西國政府ニ寄託セリ

尙前記條約第八條ニ依リ「コロンビア」國ハ當然明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約ニ加入セリ(昭和十二年三月二日附在佛蘭西國三谷臨時代理大使報告)

(昭和十二年五月十七日)
外務省告示第四十三號

「グレート、ブリテン」及北部「アイルランド」聯合王國政府ハ昭和十二年二月十四日「バプア」島及「ノーフォーク」島ノ爲ニ明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約ニ加入セリ(昭和十二年四月二十二日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

スル國際條約ニ對スル同國ノ加入ノ批准書ヲ國際聯盟事務局ニ寄託シタル次第ハ本年五月十八日外務省告示第三十四號ヲ以テ告示シタル處右批准書ニ依リハ前記加入ハ該條約第十四條ニ規定セララル留保即チ佛蘭西國ノ加入ハ同國ノ殖民地、同國ノ保護權ノ下ニアル國及同國ノ委任統治下ニアル地域ニ適用ナキ旨ノ留保ノ下ニ爲サレタルモノナル趣旨今般國際聯盟事務總長ヨリ通知アリタリ

●醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買
取締ニ關スル國際協定ニ對シ批
准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル
國名 (大正十四年十二月二十一日)
外務省告示第百號

千九百四年五月十八日ノ醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國
際協定ニ對シ批准書寄託ヲ了シ又ハ加入シタル國地名及其ノ年月日左ノ

外第一一號 (九八)

通 一批准書寄託ヲ了シタル國名及批准書寄託年月日

- 英吉利國 千九百五年一月十八日
- 獨逸國 同日
- 丁抹國 同日
- 西班牙國 同日
- 佛蘭西國 同日
- 伊太利國 同日
- 露西亞國 同日
- 瑞典國及諾威國 同日
- 瑞西國 同日
- 白耳義國 千九百五年七月三日
- 「ポルトガル」國 千九百五年五月十二日
- 和蘭國 千九百七年七月十四日
- 二加入國地名及加入年月日
- 奧地利洪牙利國 千九百五年一月十八日
- 佛領殖民地 同日
- 「ブラジル」國 千九百五年五月十二日
- 「カナダ」 千九百六年七月三日

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

濠洲聯邦 同日

蘭領東印度 千九百七年一月十四日

獨逸領殖民地 千九百七年五月十四日

「ニュート、ジラント」 千九百七年八月二十四日

亞米利加合衆國 千九百八年六月六日

「ルクセンブルグ」國 千九百十年七月四日

印度 千九百二十年二月八日

「ウルグアイ」國 千九百二十年六月三十日

「チエッコスロヴァキア」國 千九百二十一年六月八日

「ブルガリア」國 千九百二十一年六月十五日

「ダンチツヒ」 千九百二十一年七月二日

「モナコ」國 同日

暹羅國 千九百二十一年十二月二十八日

「モロッコ」 千九百二十二年一月一日

「テュニス」 同日

八百八十五

「ボートランド」國

千九百二十二年二月二十八日

英領殖民地

「ジブラルタル」

千九百五年九月二十三日

「ニューファウンドランド」

千九百六年七月三日

「バハマ」同 日

「バルバドス」同 日

「セイロン」同 日

「ゴールド、コースト」同 日

英領「ギアナ」同 日

「マルタ」同 日

北「ニジェリア」同 日

南「ロデシア」同 日

「セネガンビア」同 日

同 日

「トリニダード」

同 日

「ウインドワード」諸島

同 日

「セイシエル」諸島

千九百六年九月二十六日

中央阿弗利加

千九百六年十二月二十八日

「ジャマイカ」

千九百七年三月十一日

「シエラ、レオネ」

同 日

威海衛

同 日

「ソマリランド」

同 日

「セント、ヘレナ」

千九百七年三月十八日

香港

同 日

「リワード」諸島

千九百七年四月八日

「ウガンダ」

千九百七年六月一日

（昭和七年一月二十一日）
外務省告示第五號

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ作成セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル左記英領地域ノ加入ハ昭和六年十一月八日佛蘭西國政府ニ通告セラレタリ

「パレスタイン」(「トランスジオルダン」ヲ含ム)

「サラツク」保護國

「ギルバート」及「エリス」諸島

英領「ソモロン」諸島

（昭和七年四月六日）
外務省告示第三十二號

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル英領「ザンジバル」保護領ノ加入通告書ハ昭和七年一月十九日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和七年三月三十日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

（昭和八年六月十三日）
外務省告示第五十八號

明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定」第八條ニ基ク同條約及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約」ニ對スル「メルシア」國ノ加入ノ通告書ハ昭

千九百七年十月二十三日
千九百二十一年十一月四日

「ケンヤ」

「ニヤッサランド」

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

同 日

和八年四月二十七日佛蘭西國政府ニ寄託セラレタリ(昭和八年六月六日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

(昭和十一年十二月十四日) (外務省告示第百十五號)

「オーストラリア」聯邦政府ハ明治三十七年五月十八日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際協定及明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル醜業ヲ行ハシムル爲ノ婦女賣買取締ニ關スル國際條約ヲ「ニュー、ギニア」及「ナウル」委任統治地域ニ適用スル旨昭和十一年九月一日附ヲ以テ佛蘭西國政府ニ通告セリ(昭和十二年十二月一日附本邦駐劄佛蘭西國特命全權大使通牒)

●猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止

ノ爲ノ國際條約、宣言、最終議定書及協定

(昭和十一年五月十六日) (條約 第三三號)

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ議定シ且宣言ヲ附シテ署名シ更ニ昭和十二年二月十四日附ヲ以テ帝國政府ガ帝國全權委員ノ爲シタル右宣言ヲ更正スル爲宣言スル所アリタル猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約ヲ右帝國政府ノ宣言ニ依リテ更正セラレタル帝國全權委員ノ宣言ヲ存シテ批准シ茲ニ右帝國政府ノ宣言及最終議定書並ニ猥褻刊行物ノ流布ノ禁止ニ關スル協定ト共ニ之ヲ公布セシム

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約

(千九百二十三年九月十二日ヨリ千九百二十四年三月三十

國際聯盟ニ派遣ノ聯邦政府代表者、辦理公使「エメリッヒ、アフリユーゲル」

白耳義國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員

「モーリス、テュラエル」

「アラジル」合衆共和國大統領

第四回國際聯盟總會ニ於ケル「アラジル」國首席代表「ドクトル、

アフラニコ、ド、メロ、フランコ」

「グレート、アリテン」及「アイルランド」聯合王國並ニ「グレート、ア

テン」海外領土皇帝印度皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委

員、檢事長「サー、アーチボールド、ホドキン」

前記會議ニ於ケル英國代表附技術顧問「エス、ダブリュー、ハリ

ス」

及

南「アフリカ」聯邦

國際聯盟理事會ニ於ケル英帝國代表者「ロード、バームア」

「ニュー、ジラランド」

聯合王國駐在「ニュー、ジラランド」高級委員「サー、シエームズ、

アリン」

印度

「サー、ブラバシアンカー、デー、パッタニ」

「アイルランド」自由國

第一類 一般共通條約

第八編 雜則

「アルバニア」國、獨逸國、奧地利國、白耳義國、「アラジル」國、英帝國(南「アフリカ」聯邦、「ニュー、ジラランド」、印度及「アイルランド」自由國ト共ニ)、「アルガリア」國、中華民國、「コロンビア」國、「コスタ、

リカ」國、「キューバ」國、丁抹國、西班牙國、「フィンランド」國、佛蘭西

國、希臘國、「ハイチ」國、「ホンデウラス」國、「ハンガリー」國、伊太

利國、大日本帝國、「ラトヴィア」國、「リビア」國、「ルクセンブル

グ」國、「モナコ」國、「パナマ」國、和蘭國、「ペルシア」國、「ポーラン

ド」國(「ダンチッヒ」ト共ニ)、「ポルトガル」國、「ルーマニア」國、「サル

ヴアドル」國、「セルビア、クロアチア、スロヴェニア」王國、暹羅國、瑞西

國、「チエッコスロヴァキア」國、「トルコ」國及「ウルグアイ」國ハ

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止手段ヲ成ルベク有效ナラシムルコトヲ均

シク希望シ

千九百二十年ニ作成セラレタル條約案ノ審査、各國ニ依リ提出セラレタル

意見書ノ審査並ニ條約ノ最終本文ノ完成及署名ノ爲國際聯盟ノ主宰ノ下

ニ千九百二十三年八月三十一日「ジュネーヴ」ニ召集セラレタル會議ニ參加

スベキ旨ノ佛蘭西共和國政府ノ招請ヲ受諾シ

之ガ爲左ノ如ク其ノ全權委員ヲ任命セリ

「アルバニア」國最高會議議長

國際聯盟ニ派遣ノ「アルバニア」國事務局局長「ビー、プリニシユ

デー」

獨逸國大統領

在「ジュネーヴ」獨逸國領事館事務取扱、公使館參事官「ゴットフリ

ード、アシマン」

奧地利共和國大統領

國際聯盟ニ派遣ノ自由國代表者「マイケル、マクホワイト」

「アルガリア」國皇帝陛下

第四回國際聯盟總會ニ於ケル「アルガリア」國首席代表委員、外務

大臣「シー、カルフォッフ」

中華民國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委

員、佛蘭西共和國駐劄特命全權公使陳錄

「コロンビア」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委

員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「フランシスコ、ホセ、ウルテイ

ア」

「コスタ、リカ」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委

員、佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「マヌエル、エメ、テ、メラ

ルタ」

「キューバ」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委

員、第四回國際聯盟總會ニ於ケル「キューバ」國首席代表、上院議員

「コスメ、テ、ラ、トリエンテ、イ、メラサ」

丁抹國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委

員、國際聯盟ニ派遣ノ丁抹國代表者、瑞西聯邦駐劄特命全權公使

「アー、オルテンブルグ」

西班牙國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、瑞西聯邦駐劄特命全權公使「エー、デ、パラシオス」

佛蘭西共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議議長、下院議員「ガストン、デシアン」

希臘國皇帝陛下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、前外務大臣「エヌ、ボリテイス」

「ハイティ」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、佛蘭西共和國駐劄特命全權公使「ボナミ」

「ハンガリー」國攝政殿下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、前記會議ニ於ケル補助委員、内務省名譽局長「ジ、アンヌカ」

埃地利國

(批准ノ留保ノ下ニ) 政府ノ承認ヲ條件トス エー、プブリック

白耳義國

モリス、デユラエル アフラニオ、ド、メロ、フランコ

英帝國

予ハ予ノ署名カ殖民地、海外屬地、保護領又ハ英國皇帝陛下ノ主權若ハ權力ノ下ニ在ル地域ノ何レヲモ包含セザルコトヲ宣言ス

南「アフリカ」聯邦

予ノ署名ハ西部「サモア」ノ委任統治地域ヲ包含ス

印度

予ノ署名ハ「自由國」マイケル、マクホワイト

「アルガリア」國

予ノ署名ハ「自由國」マイケル、マクホワイト

「コロンビア」國

予ノ署名ハ「自由國」マイケル、マクホワイト

「コスタ、リカ」國

予ノ署名ハ「自由國」マイケル、マクホワイト

員、國際聯盟ニ派遣ノ「ハンガリー」王國事務局長「ゾルタン、バラニアイ」

伊太利國皇帝陛下 猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、下院議員「ステファノ、カヴァツォニ」

大日本帝國天皇陛下

在「パリ」國際聯盟帝國事務局長杉村陽太郎

「リスミア」共和國大統領

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、外務省局長「イニャニス、ヨニナス」

「ルクセンブルグ」國大公殿下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、「ジュネーヴ」駐在大公國領事「シアル、ヴェルメール」

「モナコ」國公殿下

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ於ケル代表委員、「ジュネーヴ」駐在公國副領事「ロドルフ、エレス・ブリヴァ」

和蘭國皇帝陛下

第四回國際聯盟總會ニ於ケル代表委員、在「パリ」代理公使「エル、アー、アマドール」

「キューバ」國

予ノ署名ハ「自由國」マイケル、マクホワイト

丁抹國

予ノ署名ハ「自由國」マイケル、マクホワイト

西班牙國

予ノ署名ハ「自由國」マイケル、マクホワイト

佛蘭西國

予ノ署名ハ「自由國」マイケル、マクホワイト

局ニ依リ一切ノ國ニ轉送セラレ且會議ニ提出セラレタリ
 會議ハ其ノ審査ノ開始ニ當リ其ノ討議ノ基礎トシテ千九百十年ノ條約案ヲ採用スルコトニ決定シ該案及質問書ニ對スル回答並ニ千九百十年以來國際事態上ニ起レル變化ヲモ充分審査シタル後新條約ガ起草セラレベシトノ結論ニ全會一致ヲ以テ到達シタリ該條約ハ千九百二十三年九月十二日ノ日附ヲ有シ且本最終議定書ニ附隨ス

一 會議ハ先ヅ佛蘭西共和國政府ニ對シ敬意ヲ表シ且猥褻刊行物ノ流布及取引ノ防壓方法ヲ審査スル爲千九百十年ニ於テ國際會議ヲ召集スルコトヲ同政府ガ發意シタルニ對シ同政府ニ謝意ヲ表セント欲ス會議ハ同政府ノ慶賀スベキ發意ノ價值及其ノ重要ナルコトヲ大ニ認ム該發意ナカリセバ本問題ハ其ノ現在ノ發展程度ニ達スルヲ得ザリシナルベク又該發意ハ之ナキ場合ニ於ケルヨリモ遙ニ容易ニ甚ダ多數ノ國ノ間ニ協定ヲ達成セシメタリ

二 一切ノ國ニ容認セラレ得ベキ「猥褻」ナル語ノ定義ヲ條約中ニ挿入シ得ルヤ否ヤニ關スル問題ノ慎重ナル審査ノ後會議ハ否定ノ結論ニ到達シ各國ガ其ノ適當ト認ムル意義ヲ右ノ語ニ付スルコトヲ許サルヲ要スルコトヲ千九百十年ノ會議ト同様ニ承認セリ

三 會議ハ條約第二條第二項中ニ掲ゲラルル一事不再理ナル法律上ノ原則ハ例外の場合ヲ除クノ外自己ガ一ノ締約國ニ於テ最終的ニ判決セラレタルコト及有罪判決アリタル場合ニハ自己ガ其ノ刑ニ服シタルコト又ハ時効ニ依リ其ノ刑ヲ免レタルコト又ハ恩赦ヲ受ケタルコトヲ證明スベキ者ガ他ノ締約國ニ於テ同一ノ犯行ニ對シ訴追セラレザルベキコト

ヲ意味スト解セラルベキコトヲ指摘スルヲ可ナリト認メタリ

四 會議ハ猥褻ナル物件ノ提供、引渡、販賣又ハ頒布ノ犯行ガ未成年者ニ對シ行ハレタル場合ニ於テ重シト認メラルルヲ要ストノ意見ヲ一般ニ有シタリ然レドモ條約ガ右ニ關スル規定ヲ包含スルノ必要アリトハ認メラレザリキ

會議ハ各國ノ法令ガ猥褻ナル物件ノ提供、引渡、販賣又ハ頒布ガ年少者ニ對シ行ハルル場合ニ於テ刑ノ加重ヲ定ムベシトノ希望ヲ表明ス正確ナル年齡ニシテ之ニ達セザル年少者ノ保護セララルベキモノヲ決定スルコトハ各國法令ノ事項ナリ

五 會議ニ出席シタル代表委員ノ多數ハ墮胎ノ懲罰及避妊ノ宣傳ニ關シ佛蘭西國政府ニ依リ提案セラレタル規定ヲ條約中ニ挿入スルコトガ可能ナルベシトハ思惟セザリキ右意見ニ贊成シテ主張セラレタル議論ハ、會議ノ目的ニ充分密接ナル關係アリトハ認メラレザル斯ク微妙ナル性質ノ問題ニ關スル訓令ナキヲ以テ各代表ガ意見ヲ定ムルノ權限ヲ有セザルノ事實及右ノ外問題ノ審査ガ該問題ノ複雜ナルコトト該問題ガ生シムルコトアルベキ意見ノ相違トニ依リ時間ノ餘裕ナキ甚ダ長キ討論ニ陥ルベキノ事實ニ立脚セリ

尤モ一切ノ代表ハ右問題ノ甚ダ重要ナルコト及右問題ノ社會的及道德的見地ヨリ重大ナルコトヲ認ムル旨ヲ聲明セリ千九百十年ノ會議ヲシテ「會議ニ代表者ヲ出セル一切ノ國ノ代表委員ハ右忌ムベキ宣傳ガ生命ノ眞根源ヲ濁湯セシムルコトニ依リ一切ノ國民ヲ脅威スルノ危險ニ付注意ヲ喚起スルコトニ全會一致ヲ以テ同意セリ」トノ宣言ヲ爲スニ至ラシメタル社會的脅威ニ對シ一切ノ國ヲ保護スル爲ノ國際協定ヲ審

議スルコトヲ事情ガ許ス日ノ來ラシコトヲ望ム旨ノ希望ガ表明セラレタリ但シ「グレイト、ブリテン、國及「オーストラリア」ノ代表委員ハ國際協定ニ對スル希望ニハ加ハラザリキ

右ノ如キ宣傳ガ其レ自體ニ於テ猥褻ナリト認メラレ得ル限リ第一條ノ用語ハ充分適當ナル旨或代表委員ニ依リ指摘セラレタリ

六 佛蘭西國代表ハ佛蘭西國法令ガ印刷物ト書籍（書籍ハ普通ノ印刷物以外ノ種類中ニ置カレ且良俗ニ反スル犯行ニ關スル法令以外ノ法令ニ依リ規律セラレ）トノ間ニ區別ヲ設ケルコトヲ指摘セリ右代表ハ之ガ爲條約第一條ニ掲ゲラルル印刷物ニ關シテ留保ヲ爲スノ餘儀ナキニ至レリ

右代表ハ又右代表ガ第一條第三號ニ掲ゲラルル行爲中ヨリ交換及貸借ノ如ク私人ノ間ニ行ハルルモノヲ除外スルコトヲ要スベキ旨ヲ陳ベタリ

白耳義國代表委員ハ出版物ニ依リテ爲サルル犯行ニ關スル憲法ノ規定ニ依リ、著作者ガ判明シ且白耳義國內ニ居住スル場合ニ於テハ發行者、印刷者又ハ頒布者ハ何レモ訴追セララルコトヲ得ザル旨ヲ指摘セリ瑞典國及丁抹國ノ代表委員ハ書籍販賣ニ關スル自國ノ現行法令ヲ引用シテ同代表委員モ亦第一條ニ於テ使用セララル「印刷物」ナル語ニ關シ留保ヲ爲スコトヲ要スベキ旨ヲ指摘セリ

七 必要アル場合ニハ締約國ノ法令ハ猥褻ナル書籍ガ條約第一條ニ掲ゲラルル印刷物トシテ取扱ハルル様又本條約ニ掲ゲラレ且之ニ依リ處罰セララル一切ノ犯行ガ書籍以外ノ一切ノ印刷物ト同様猥褻ナル書籍ニ付テモ成立スル様變更セラレベシトノ旨ノ希望表明セラレタリ

八 會議ハ今後得ラルベキ經驗ガ何等カノ改正ノ望マシキコトヲ示ス場合ニ於ケル本條約ノ改正ニ關スル方法ヲ規定スル一條ヲ條約ノ末尾ニ挿入セリ之ガ爲會議ハ條約改正ノ爲ノ會議召集ノ望マシキヤ否ヤヲ毎五年ノ期間ノ終ニ於テ審議スルコトヲ國際聯盟理事會ニ請求ス

九 條約第十六條ヲ適用スルノ目的ヲ以テ會議ハ國際聯盟事務局ガ千九百十年五月四日ノ協定ニ基キ指定セラレタル一切ノ官憲ニ及右官憲ノ指定ナキ國ニ付テハ該國政府ニ猥褻刊行物ノ取引ノ問題ニ關スル質問書ヲ定期ニ發スルコトヲ委託セララルベキコトヲ勸告ス

質問書ニ於テ要求セララルベキ情報ハ起訴セラレタル事件ノ數、犯行ノ明細及訴訟手續ノ結果、他ノ諸國ニ於ケル指定セラレタル官憲ニ報告セラレタル犯行ノ明細並ニ取引ノ範圍及性質ニ關スル一般所見ヲ包含スベシ

十 新條約ハ國際聯盟ノ主宰ノ下ニ開催セラレタル會議ニ依リ作成セラレタル一般國際條約ニ關スル最近ノ前例ニ準據スル形式ニテ起草セラレタリ

十一 千九百二十四年三月三十一日迄ノ條約ヘノ署名ニ關シ及爾後ニ於ケル該條約ヘノ加入ニ關シ規定ヲ設ケタリ國際聯盟事務總長ハ右目的ニ必要ナル手段ヲ執ルコトヲ請求セラル

十二 會議ノ多數ハ新條約及本最終議定書ノ本書ニ通テ作成スベキコト及其ノ一通ハ國際聯盟ノ記錄ニ又他ノ一通ハ千九百十年五月四日ノ協定ノ本書ガ寄託セララル佛蘭西共和國ノ記錄ニ寄託セララルベキコトヲ決定セリ然レドモ便宜上會議ハ條約ニ關スル他ノ一切ノ外交文書ガ國際聯盟ノ記錄ニ寄託セララルベキコトヲ承認セリ

十三 會議ハ又本最終議定書ノ認證際本會議ニ代表者ヲ出セル一切ノ國、國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及國際聯盟理事會ガ決定スルコトアルベキ他ノ國ニ送付セラルベキコトヲ決定セリ
十四 會議ハ條約ノ際本ヲ該條約ニ署名シ又ハ加入スベキ旨ノ招請ト共ニ會議ニ代表者ヲ出サザリシ國際聯盟ノ一切ノ聯盟國及理事會ガ決定スルコトアルベキ他ノ國ニ送付スルコトヲ國際聯盟理事會ニ請求ス
右證據トシテ會議ノ代表委員ハ本議定書ニ署名セリ

千九百二十三年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ本書ニ通テ作成ス其ノ一通ハ國際聯盟ノ記錄ニ寄託保存セラルベク他ノ一通ハ佛蘭西共和國政府ノ記錄ニ寄託保存セラルベシ

附屬書

猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際會議ニ出席シタル代表委員、補助委員及技術顧問ノ名

- 「アルバニア」國 代表委員 「ビー、プリニシユテイ」
- 「オーストラリア」 代表委員 「エム、エル、シエバド」
- 補助委員 陸軍大佐「デイー、シー、キアマルン」
- 奥地利國 代表委員 「エー、プフリユエグル」

白耳義國 代表委員 「モーリス、デニラエル」
中華民國 代表委員 陳錄
補助委員 王曾思

「コロンビア」國 代表委員 「ウルテイア」

「コスタ、リカ」國 代表委員 「デ、ペラルタ」

「チエッコスロヴァキア」國 代表委員 「ロベルト、フリーデル」

「キューバ」國 代表委員 「デ、ラ、トリエンテ、イ、ペラサ」
補助委員 「ルイス、サンタマリア」

丁抹國 代表委員 「アー、オルデンブルグ」

「フィンランド」國 代表委員 「カール、エンケル」
補助委員 「ウルホ、トイヴオラ」

佛蘭西國 代表委員 「ガストン、デシアン」
補助委員 「アンマカン」
「グレート、ブリテン」國

希臘國 代表委員 「ニコラス、ポリティス」
補助委員 「シアン、ポリティス」
補助委員 「デイー、イー、カストルキス」

「グアテマラ」國 代表委員 「エフ、フィゲロア」

「ハンガリー」國 代表委員 「ゾルタン、バラニアイ」

「ハイティ」國 代表委員 「ボナミ」

印度 代表委員 「サー、プラバシアンカー、デイー、パッタニ」

伊太利國 代表委員 「カヴァツオニ」

大日本帝國 代表委員 松田道一
專門委員 井野英一
專門委員 笠井英一

「ラトヴィア」國 代表委員 「ユリイス、フェルドマンズ」
「リスマニア」國 第一類 一般共通條約 第八編 雜則

白耳義國 代表委員 「モーリス、デニラエル」
中華民國 代表委員 陳錄
補助委員 王曾思

「コロンビア」國 代表委員 「ウルテイア」

「コスタ、リカ」國 代表委員 「デ、ペラルタ」

「チエッコスロヴァキア」國 代表委員 「ロベルト、フリーデル」

「キューバ」國 代表委員 「デ、ラ、トリエンテ、イ、ペラサ」
補助委員 「ルイス、サンタマリア」

丁抹國 代表委員 「アー、オルデンブルグ」

「フィンランド」國 代表委員 「カール、エンケル」
補助委員 「ウルホ、トイヴオラ」

佛蘭西國 代表委員 「ガストン、デシアン」
補助委員 「アンマカン」
「グレート、ブリテン」國

代表委員 「イニアリス、ヨニナス」
「ルクセンブルグ」國 代表委員 「シアルル、ヴェルメール」

「モナコ」國 代表委員 「プエタヴァン」

和蘭國 代表委員 「アー、ド、グラーフ」
「ベルシア」國 代表委員 「アルファ・エド・ドヴレー」殿下

「ポーランド」國 代表委員 「ソカル」

「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」王國 代表委員 「ミルティン、ヨヴァノヴィチ」

暹羅國 代表委員 「ダムラス、ダムロン」殿下

西班牙國 代表委員 「デ、バラシオス」

瑞典國 代表委員(顧問ノ資格ニ於ケル) 「オエステン、ウシデン」
補助委員 「エリク、ボヘマン」

瑞西國 代表委員 「ベガン」

補助委員 「フランスツ、ステンプフリ」
 「アメリカ」合衆國
 代表委員(顧問ノ資格ニ於ケル)
 「アレグザンダー、アール、マグルーダ」
 「ウルグアイ」國
 代表委員 「フエルナンデス、イ、メテイナ」
 「ヴェネズエラ」國
 代表委員 「シー、ズメタ」
 會議事務總長 「デーム、ラチエル、クラウディ」

猥褻刊行物ノ流布ノ禁止ニ關スル協定

後記諸國ノ政府ハ猥褻刊行物ニ關スル犯行ノ捜査及禁止ノ目的ヲ以テ情
 報ノ相互ノ交換ヲ各自ノ法令ノ範圍内ニ於テ容易ナラシムルコトヲ均シ
 ク希望シ之ガ爲協定ヲ締結スルコトニ決シ依テ其ノ全權委員ヲ任命セリ
 右全權委員ハ千九百十年四月十八日ヨリ五月四日ニ至ル迄「パリ」ニ會合
 シ左ノ諸規定ヲ協定セリ

第一條

各締約國政府ハ左ノ任務ヲ有スル官憲ヲ設ケ又ハ指定スルコトヲ約ス
 一 猥褻ナル文書、素描、圖畫又ハ物件ニ關シ自國ノ國內法上犯行ヲ構
 成スル行爲ニシテ其ノ構成要素ガ國際的性質ヲ有スルモノノ捜査及禁
 止ヲ容易ナラシメ得ル一切ノ情報ヲ蒐集スルコト
 二 總テ國內法ノ範圍内ニ於テ前號ニ掲ゲラルル刊行物又ハ物件ノ輸入
 ヲ阻止シ及其ノ押収ヲ確保シ又ハ進捗セシムベキ一切ノ情報ヲ供給ス

ルコト

三 本協定ノ目的ニ關シ自國ニ於テ既ニ制定セラレ又ハ制定セララルコ
 トアルベキ法令ヲ通知スルコト
 締約國政府ハ本條ニ從ヒ設ケラレ又ハ指定セララルル官憲ヲ佛蘭西共和
 國政府ヲ經テ互ニ通報スベシ

第二條

第一條ニ掲ゲラルル官憲ハ他ノ各締約國ニ設ケラルル同種ノ部局ト直接
 ニ通信スルノ權限ヲ有スベシ

第三條

第一條ニ掲ゲラルル官憲ハ第一條ニ掲ゲラルル犯行ニ付テハ自國ニ於テ
 刑ノ言渡ヲ受ケタル犯罪人ノ名簿ヲ自國ノ國內法ノ反對ナキトキハ一切
 ノ他ノ締約國ノ同種ノ官憲ニ送付スルノ義務ヲ有スベシ

第四條

非署名國ハ本協定ニ加入スルコトヲ得非署名國ハ文書ヲ以テ右趣旨ノ自
 國ノ意思ヲ通告スベク該文書ハ佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託セララルベ
 シ右政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認證本ヲ各締約國ニ送付シ同時ニ之ニ
 其ノ寄託ノ日ヲ通知スベシ
 本協定ハ右ノ日ノ後六月ニシテ加入國ノ全領域ニ互リ實施セララルベク該
 國ハ茲ニ締約國ト爲ルベシ

第五條

本協定ハ批准書寄託ノ日ノ後六月ニシテ實施セララルベシ
 締約國中ノ一國ガ本協定ヲ廢棄シタル場合ニハ右廢棄ハ該國ニ關シテノ
 ミ效力ヲ生ズベシ

外第一三號

廢棄ハ文書ヲ以テ通告セララルベク該文書ハ佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄
 託セララルベシ右政府ハ外交手續ニ依リ其ノ認證本ヲ各締約國ニ送付シ
 同時ニ之ニ其ノ寄託ノ日ヲ通知スベシ
 本協定ハ右ノ日ノ後十二月ニシテ之ヲ廢棄シタル國ノ全領域ニ互リ其ノ
 效力ヲ失フベシ

第六條

本協定ハ批准セララルベク且其ノ批准書ハ締約國中ノ六國ガ之ガ寄託ヲ爲
 シ得ルニ至リタルトキ直ニ「パリ」ニ於テ寄託セララルベシ
 批准書ノ各寄託ニ付テハ一ノ調書ヲ作成スベク其ノ認證本一通ハ外交
 手續ニ依リ各締約國ニ交付セララルベシ

第七條

締約國ガ本協定ヲ其ノ殖民地、屬地又ハ領事裁判管轄地域ノ一又ハ二以
 上ニ於テ實施セント欲スルトキハ該國ハ右趣旨ノ意思ヲ文書ヲ以テ通告
 スベク該文書ハ佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託セララルベシ右政府ハ外交
 手續ニ依リ其ノ認證本ヲ各締約國ニ送付シ同時ニ之ニ其ノ寄託ノ日ヲ
 通知スベシ
 本協定ハ右ノ日ノ後六月ニシテ通告書ニ掲ゲラルル殖民地、屬地又ハ領
 事裁判管轄地域ニ於テ實施セララルベシ

締約國中ノ一國ニ依ル其ノ殖民地、屬地又ハ領事裁判管轄地域ノ一又ハ
 二以上ノ爲ニスル本協定ノ廢棄ハ本條第一項ニ定メララルル形式及條件ニ
 依リ爲サルベシ右廢棄ハ廢棄書ヲ佛蘭西共和國政府ノ記録ニ寄託シタル
 日ノ後十二月ニシテ效力ヲ生ズベシ

第八條

第一類 一般共通條約 第八編 雜則

- 獨逸國 アルブレヒト、レンツェ (印)
- 奧地利國及「ハンガリ」國 奧地利「ハンガリー」國代理大使アリ、
ネメス (印)
- 奧地利國 省參事官ヨット、アイヒホッフ (印)
- 「ハンガリー」國 省參事官ゲー、レルス (印)
- 白耳義國 シュール、ルジュューヌ (印)
- 「アラジル」國 イジドール、モイ (印)
- 丁抹國 ジー、セー、ド、スーザ、パンテイラ (印)
- 西班牙國 セー、エー、コールド (印)
- 合衆國 オクタヴィオ、クアルテロ (印)
- 佛蘭西國 エー、ペーリ、アラシチアード (印)
- 「グレート、アリテン」國 エル、ベランジエ (印)
- 「イ、ダブリエー、フアーナル」 (印)
- エフ、エス、アラック (印)
- ジー、エー、エイトキン (印)

- 伊太利國 (印) ジェー、チー、アツアツテイ
- 和蘭國 (印) シュロラモ、カルグイ
- 「ポルトガル」國 (印) アー、ド、ステユエルス
- 露西亞國 (印) レター、マカーレ
- 瑞西國 (印) 伯爵ド、ソーザ、ローザ
- 右條約、宣言、最終議定書及協定歐文左ノ如シ(略ス)

●「ルクセンブルグ」國ノ猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約批准ニ際シ同國ノ爲シタル留保ニ關シ通告

(昭和十一年五月十九日)
 (外務省告示第三十二號)
 一、國際聯盟事務總長ハ昭和二年十月七日附書翰ヲ以テ「ルクセンブルグ」國ノ猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約批准ニ際シ同國ノ爲シタル留保ニ關シ左ノ如ク通告シ越セリ
 以書翰啓上致候陳者予ハ「ルクセンブルグ」大公國政府議長タル國務大臣閣下ガ千九百二十三年九月十二日ヨリ千九百二十四年三月三十一日

ニ至ル迄「ジュネーヴ」ニ於テ署名ノ爲開キ置カレタル猥褻刊行物、流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約ニ對スル「ルクセンブルグ」國大公國下ノ批准書ヲ予ニ送付シタルコトヲ閣下ニ通知スルノ光榮ヲ有シ候
 千九百二十七年八月十日事務局ニ寄託セラレタル批准書ハ「本條約ノ處罰條項ノ適用ニ關シテハ「ルクセンブルグ」國官憲ハ著作者が判明シ且該著作者が大公國內ニ居住スル「ルクセンブルグ」國臣民タル場合ニ於テハ訴訟手續ハ發行者、印刷者又ハ頒布者ニ對シ執ラレルコトヲ得ザル旨ヲ規定スル大公國憲法第二十四條末項ヲ遵守スベシ」トノ留保ヲ包含致候
 千九百二十七年六月十七日理事會ニ依リ採擇セラレタル報告書(書類C357.M.130.1927.V.)ノ原則ニ從ヒ予ハ條約署名國ノ政府ノ考慮ヲ求ムル爲前記留保ヲ提出スルト共ニ予ガ右政府ノ回答ヲ適當ナル時期ニ於テ「ルクセンブルグ」國政府ニ轉達シ得ル條約署名國ノ政府ニ於テ右留保ヲ承認スルヤ否ヤヲ成ルベク速ニ予ニ通知セラレンコトヲ右政府ニ要求致候 敬具
 千九百二十七年十月七日「ジュネーヴ」ニ於テ
 事務總長ニ代リ
 法律部長代理 エイチ、マツキンソン、ウツド
 大日本帝國外務大臣閣下
 右英文左ノ如シ(略ス)

二、依テ帝國政府ハ昭和四年五月七日在「パリ」佐藤國際聯盟事務局局長ヲシテ聯盟事務總長ニ對シ左ノ如ク回答セシメタリ
 以書翰啓上致候陳者千九百二十七年十月七日ノ大日本帝國外務大臣宛

貴回章 C.L.105.1927.V.ニ對スル回答トシテ予ハ千九百二十三年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約ヲ批准スルニ際シ「ルクセンブルグ」大公國政府ニ依リ爲サレタル留保ニ對シ日本國政府ガ何等ノ異議ヲモ有セザルコトヲ本國政府ノ命令ニ依リ貴下ニ通告スルノ光榮ヲ有シ候
 日本國ハ右條約ヲ未ダ批准セザルニ依リ右留保ノ日本國ノ承認ハ右條約ノ批准ト共ニノミ確定タルベキモノニ有之候ハ其本國政府ハ今ヨリ其ノ態度ヲ貴下ニ通報致置候予ハ茲ニ貴下ニ向テ敬意ヲ表シ候
 敬具
 千九百二十九年五月七日「パリ」ニ於テ
 國際聯盟大日本帝國事務局局長 佐藤 尙武
 在「ジュネーヴ」國際聯盟事務總長「サー、エリック、ドラモンド」殿
 右佛文左ノ如シ(略ス)
 三、因ニ「ルクセンブルグ」國ノ留保附批准ニ對スル各國ノ態度左ノ如シ

- 「ハイテイ」國 異議ナシ 一九二七、一一、二二
 - 丁抹國 承認ス 一九二八、一、四
 - 瑞西國 異議ナシ 一九二八、一、六
 - 「サン・マリノ」國 異議ナシ 一九二八、二、六
 - 和蘭國 異議ナシ 一九二八、二、六
 - 西班牙國 異議ナシ 一九二八、二、六
 - 印度 異議ナシ 一九二八、二、六
 - 南「アフリカ」聯邦 異議ナシ 一九二八、二、四
 - 獨逸國 異議ナシ 一九二八、二、三
 - 「ラトヴィア」國 異議ナシ 一九二八、二、二五
 - 埃地利國 承認ス 一九二八、二、二七
 - 「ポーランド」國 承認ス 一九二八、三、七
 - 「ダンチツヒ」自由市 異議ナシ 一九二八、三、一〇
 - 「アルガリア」國 異議ナシ 一九二八、四、三
 - 「カナダ」 承認ス 一九二八、五、二二
 - 「チエッコスロヴァキア」國 承認ス 一九二八、六、二二
 - 「ニュー、ジブラント」 異議ナシ 一九二八、六、二五
 - 伊太利國 異議ナシ 一九二八、九、二九
 - 「エジプト」國 異議ナシ 一九二九、三、四
 - 「ハンガリー」國 異議ナシ
- 但シ其ノ後「ハンガリー」國ヨリ本件留保ノ爲サレタルコトヲ遺憾トスル旨

諸威國

異議ナシ

ノ通報アリタル趣千九百二十九年(昭和四年)五月一日附書翰ヲ以テ聯盟事務總長ヨリ通牒アリタリ
一九三〇、五、一四

● 猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止
ノ爲ノ國際條約ニ對スル批准書
又ハ加入書寄託國

(昭和十一年五月十九日)

(外務省告示第三十一號)

帝國政府ハ大正十二年九月十二日帝國全權委員ガ「ジュネーヴ」ニ於テ關係各國委員ト共ニ署名シタル「猥褻刊行物ノ流布及取引ノ禁止ノ爲ノ國際條約」ニ對スル帝國ノ批准書ヲ昭和十一年五月十三日國際聯盟事務局ニ寄託セリ仍テ右條約ハ帝國ニ對シ右寄託ノ時ヨリ效力ヲ發生セリ尙右條約ニ對スル批准書又ハ右條約ノ加入書ヲ寄託セル國及寄託ノ年月日左ノ如シ

國	名	寄託ノ年月日
「アルバニア」國(批准書)		大正十三年十月十三日
獨逸國(批准書)		大正十四年五月十一日
奧地利國(批准書)		大正十四年一月十二日
白耳義國(批准書)		大正十五年七月三十一日

(白耳義領「コンゴ」及「ルアンダ、ウレンダイ」委任統治地域ヲ含ム)

「アラジル」國(批准書) 昭和六年九月十九日

「グレート、ブリテン」及「北部アイルランド」(批准書)

南「アフリカ」聯邦(批准書) 大正十四年十二月十一日

(南西「アフリカ」ヲ含ム)

「ニュー、ジブラルドル」(批准書) 大正十四年十二月十一日

(西「サモア」委任統治地域ヲ含ム)

印度(批准書) 大正十四年十二月十一日

「オーストラリア」聯邦(加入書)

「ババア」及「ノーフォーク」島諸地域並ニ「ニュー、ギニア」及「ナウ

ル」委任統治地域ヲ含ム)

「ニュー、ファウンドランド」(加入書) 大正十四年十二月三十一日

「ニジエリア」(加入書)

(イ) 殖民地 大正十五年十一月三日

(ロ) 保護領

(イ) 英國委任統治ノ下ニ在ル「カメルーン」

「セイシエルス」(加入書) 大正十五年十一月三日

英領「ホンデュラス」(加入書) 大正十五年十一月三日

「セイロン」(加入書) 大正十五年十一月三日

「ケンヤ」(殖民地及保護領)(加入書) 大正十五年十一月三日

「モリシヤ」(加入書)	大正十五年十一月三日
「ソロモン」諸島英國保護領(加入書)	大正十五年十一月三日
「ギルバート」及「エリス」諸島殖民地(加入書)	大正十五年十一月三日
「フィジー」(加入書)	大正十五年十一月三日
「ウガンダ」(加入書)	大正十五年十一月三日
「トリニダット」及「トバゴ」(加入書)	大正十五年十一月三日
「ザンジバル」(加入書)	大正十五年十一月三日
「タンガニカ」地域(加入書)	大正十五年十一月三日
「リワード」諸島(加入書)	大正十五年十一月三日
「ウインドワード」諸島(加入書)	大正十五年十一月三日
「ガンビア」(殖民地及保護領)(加入書)	大正十五年十一月三日
「ニアサランド」(加入書)	大正十五年十一月三日
海峽殖民地(加入書)	大正十五年十一月三日
馬來聯邦諸邦(加入書)	大正十五年十一月三日
馬來非聯邦諸邦(加入書)	大正十五年十一月三日
(即チ「アルネイ」、「ジョホール」、「ケダ」及「クランタン」)	大正十五年十一月三日
「シエラ、レオン」(殖民地及保護領)(加入書)	大正十五年十一月三日
北「ローデシア」(加入書)	大正十五年十一月三日
「バルバドス」(加入書)	大正十五年十一月三日
「ゴールド、コースト」(加入書)	大正十五年十一月三日
「サイプラス」(加入書)	大正十五年十一月三日
「シアラタル」(加入書)	大正十五年十一月三日

「マルタ」(加入書)	大正十五年十一月三日
「ソマリランド」(加入書)	大正十五年十一月三日
「バヌートランド」(加入書)	大正十五年十一月三日
「ベチユアナランド」(加入書)	大正十五年十一月三日
「スワジランド」(加入書)	大正十五年十一月三日
香港(加入書)	大正十五年十一月三日
「ベルムダ」(加入書)	昭和二年五月二十三日
「バハマス」(加入書)	昭和二年五月二十三日
「フォークランド」諸島及屬地(加入書)	昭和二年五月二十三日
「セント、ヘレナ」(加入書)	昭和二年五月二十三日
「パレストアイン」(加入書)	昭和二年五月二十三日
「トランスジオルダン」(加入書)	昭和二年五月二十三日
「シアマイカ」(加入書)	昭和四年九月二十二日
英領「ギアナ」(加入書)	大正十四年十二月三十一日
南「ローデシア」(加入書)	大正十三年五月二十三日
「カナダ」(加入書)	昭和五年九月十五日
「アイルランド」自由國(批准書)	大正十三年七月一日
「アルガリア」國(批准書)	大正十五年二月二十四日
中華民國(批准書)	昭和九年十一月八日
「コロンビア」國(批准書)	昭和九年九月二十日
「キューバ」國(批准書)	昭和五年五月六日
「抹國」(批准書)	大正十五年三月三十一日
「ダンチヒ」自由市(批准書)	

- 「エジプト」國(加入書) 大正十三年十月二十九日
 - 「西班牙國」(批准書) 大正十三年十二月十九日
 - 「エストニア」國(加入書) 昭和十一年三月十日
 - 「フィンランド」國(批准書) 大正十四年六月二十九日
 - 「希臘國」(批准書) 昭和四年十月九日
 - 「グアテマラ」國(加入書) 昭和八年十月二十五日
 - 「ハンガリー」國(批准書) 昭和四年二月十二日
 - 「イラーク」國(加入書) 昭和四年四月二十六日
 - 「ペルシア」國(其ノ後「イラン」國ト改名)(批准書) 昭和七年九月二十八日
 - 「伊太利國」(批准書) 大正十三年七月八日
 - 「ラトヴィア」國(批准書) 大正十四年十月七日
 - 「ルクセンブルグ」國(批准書) 昭和二年八月十日
- (本條約ノ處罰條項ノ適用ニ關シテハ「ルクセンブルグ」國官憲ハ著作ガ判明シ且該著作者ガ大公國內ニ居住スル「ルクセンブルグ」國臣民タル場合ニ於テハ訴訟手續ハ發行者、印刷者又ハ頒布者ニ對シ執ラレルコトヲ得ザル旨ヲ規定スル大公國憲法第二十四條末項ヲ遵守スベキコトヲ留保ス)
- 「サン、マリノ」國(加入書) 大正十五年四月二十一日
 - 「モナコ」國(批准書) 大正十四年五月十一日
 - 「諾威國」(加入書) 昭和四年五月八日
 - 「パラグアイ」國(加入書) 昭和八年十月二十一日
 - 「和蘭國」(批准書) 昭和二年九月十三日
 - 「蘭領印度、」スリナム」及「キユラサオ」ヲ含ム

- 「ポーランド」國(批准書) 昭和二年三月八日
- 「ポルトガル」國(批准書) 昭和二年十月四日
- 「ルーマニア」國(批准書) 大正十五年六月七日
- 「暹羅國」(批准書) 大正十三年七月二十八日
- 「瑞西國」(批准書) 大正十五年一月二十日
- 「チェッコスロヴァキア」國(批准書) 昭和二年四月十一日
- 「トルコ」國(批准書) 昭和四年九月十二日
- 「ソヴィエト」社會主義共和國聯邦(加入書) 昭和十年七月八日
- 「セルブ、クロアチア、スロヴェニア」王國(其ノ後「ユーゴスラヴィア」國ト改名)(批准書) 昭和四年五月二日

明治四十三年五月四日「パリ」ニ於テ署名セラレタル「猥褻刊行物ノ流布ノ禁止ニ關スル協定」ニ對スル批准書又ハ加入書ヲ寄託セル國(大正十二年ノ條約第十條ニ依ル當然加入ヲ含マス) 及寄託ノ年月日左ノ通

- 獨逸國(批准書) 寄託ノ年月日
- 獨逸各殖民地(加入書) 明治四十四年三月十五日
- 「アメリカ」合衆國(批准書) 明治四十四年八月二十五日
- 「澳大利」(加入書) 明治四十四年三月十五日
- 「白耳義國」(批准書) 明治四十四年三月十五日
- 「グレート、ブリテン」及「北部「アイルラ」(批准書) 明治四十四年三月十五日
- 「南」アフリカ」聯邦(加入書) 明治四十四年十一月八日

- 「ニュー、ジブラント」(加入書) 明治四十五年一月三日
- 「印度」(加入書) 大正二年十月一日
- 「オーストラリア」聯邦(加入書) 明治四十五年四月十二日
- 「ニュー、ファウランド」(加入書) 明治四十四年十一月十一日
- 「バハマス」(加入書) 大正二年一月三日
- 「バルバドス」(加入書) 大正二年一月三日
- 「バスターランド」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ベチユアナラント」保護領(加入書) 大正二年一月三日
- 「ベルムダ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「英領「ギアナ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「英領「ホンデユラス」(加入書) 大正二年一月三日
- 「セイロン」(加入書) 大正二年一月三日
- 「東」アフリカ」保護領(加入書) 大正二年一月三日
- 「フオー克蘭」諸島(加入書) 大正二年一月三日
- 「フィジ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ガンビア」(加入書) 大正二年一月三日
- 「シアラタル」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ゴールド、コースト」(加入書) 大正二年一月三日
- 「香港」(加入書) 大正二年一月三日
- 「リワード」諸島(加入書)
- 「アンティグア」
- 「ドミニカ」
- 「モントセラット」

- 「セント、クリストファー」及「ネヴィス」
- 「ヴァージン」諸島
- 「馬來諸邦」(加入書) 大正二年一月三日
- 「マルタ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「モーリシアス」(加入書) 大正二年一月三日
- 「北」ニジエリア」(加入書) 大正二年一月三日
- 「北」ローデシア」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ニアサランド」保護領(加入書) 大正二年一月三日
- 「セント、ヘレナ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「セイシエル」(加入書) 大正二年一月三日
- 「シエラ、レオン」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ソマリランド」保護領(加入書) 大正二年一月三日
- 「南」ニジエリア」(加入書) 大正二年一月三日
- 「南」ローデシア」(加入書) 大正二年一月三日
- 「海峽殖民地」(加入書) 大正二年一月三日
- 「スラツラ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「トリニダッド」及「トバゴ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ウガンダ」(加入書) 大正二年一月三日
- 「ウインドワード」諸島(加入書)
- 「グレナダ」
- 「セント、ルシア」
- 「セント、ヴィンセント」

「ザンシバル」(加入書) 明治四十四年八月三日
「カナダ」(加入書) 明治四十四年九月十一日
「ブルガリア」(加入書) 大正十二年四月二十四日
「丁抹國」(批准書) 明治四十四年四月八日
「ダンテツヒ」(自由市(加入書) 大正十一年八月二十二日
「西班牙國」(批准書) 明治四十四年三月十五日
「エストニア」(加入書) 大正十三年二月十日
「フィンランド」(加入書) 大正十二年五月三日
「佛蘭西國」(批准書) 明治四十四年三月十五日
「アイスランド」及「丁抹領」(加入書) 明治四十五年七月二十八日
「伊太利國」(批准書) 明治四十四年三月十五日
「ルクセンブルグ」(加入書) 明治四十五年五月十六日
「諸威國」(加入書) 明治四十五年六月八日
「和蘭國」(批准書) 大正十年十一月十八日
「蘭領東印度諸島」「スリナム」及「キユラサオ」(加入書) 大正十年一月十日
「ポーランド」(加入書) 明治四十四年十月六日
「ホルトガル」(加入書) 明治四十四年十二月十五日
「露西亞國」(批准書) 大正十二年九月十三日
「暹羅國」(加入書) 明治四十四年三月十五日
「瑞西國」(批准書) 明治四十四年三月十五日
「チェッコスロヴァキア」(加入書) 大正十年五月十六日
「アフガニスタン」(加入書) 大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「狼襲刊行物」ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ加入書ヲ國際聯盟事務局長ニ送付シ右加入書ハ昭和十二年五月十日國際聯盟事務局ニ寄託セラレタリ(昭和十二年五月二十六日附國際聯盟事務局長通牒)

「サルヴァドル」(加入書) 昭和十二年八月二十六日
「外務省告示第七十一號」
「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「狼襲刊行物」ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十二年七月二日國際聯盟事務局ニ寄託セリ(昭和十二年七月十七日附國際聯盟事務局長回章)
「昭和十五年四月二十四日」
「外務省告示第十二號」
佛蘭西國政府ハ大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「狼襲刊行物」ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル同國ノ批准書ヲ昭和十五年一月十六日國際聯盟事務局ニ寄託セリ
尙本批准ハ同國殖民地及保護領全體並ニ同國委任統治地域ヲ含マザルモノトス
「昭和十五年七月二十二日」
「外務省告示第二十二號」
佛蘭西國政府ハ大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「狼襲刊行物」ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ニ對スル「モロッコ」國ノ加入書ヲ昭和十五年五月七日國際聯盟事務局ニ寄託セリ(昭和十五年五月二十一日附國際聯盟事務局長回章)
「昭和十四年十月二十六日」
「外務省告示第七十三號」
英國政府ハ國際聯盟事務局長ニ對シ大正十二年九月十二日「ジュネーヴ」ニ於テ署名セラレタル「狼襲刊行物」ノ流布及取引ノ禁止ニ關スル國際條約ヲ從來印度ノ一部ヲ成セル「ビルマ」ニ對シ同條約第十三條ノ規定ニ基キ海外領土トシテ適用スル旨通告シ國際聯盟事務局ハ昭和十四年八月四日右通告ヲ受領セリ(昭和十四年八月十四日附國際聯盟事務局長回章)

第一類 終

大正十三年七月十五日印刷
大正十三年七月二十日發行

帝國法規外交篇 全二冊
定價 金貳拾圓

著作權所有

著作 帝國法規出版株式會社
兼行 東京市赤坂區溜池町一番地
右代表者 道 良 太
取締役會長 大 道 良 太
印刷者 田 中 喜 重 郎
印刷所 大日本法令出版株式會社印刷部
長野市岡田町百七十六番地

發行所

東京市赤坂區溜池町一番地
帝國法規出版株式會社

所賣販

東京市京橋區銀座座四七丁目一番地
株式會社 帝國地方行政學會
長野市岡田町百七十六番地
大日本法令出版株式會社
岐阜縣本巢郡北方町
株式會社 啓 文 社
東京府豊多摩郡澁谷町大向通七番地
敬 文 社

4#7N-47



